

2019年度定期報告の主な変更点について ～市町村毎のデータが必要となります！～

- ✓ 食品リサイクル法の政省令の改正等に伴い、定期報告において、市町村毎のデータ等を報告いただくこととなります。
- ✓ 2019年度定期報告（2020年6月末提出〆）の作成にあたっては、以下の点が変更されますので、今から御準備をお願いします。

対象年度

2019年4月～2020年3月の実績を対象とした定期報告以降
(2018年度定期報告(2019年6月末提出〆)は、本変更の対象ではありません)

主な変更点

食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量について、 「市町村毎の把握」が必要となります。

【表6】食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量
(変更前) 都道府県毎の記載 → (変更後) 市町村毎の記載 となります。

※ 2019年度の食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量の記録・計測等にあたっては、市町村毎のデータの把握をお願いします。

「きのこ菌床」が新たに再生利用手法となり、 市町村毎の再生利用実施量が必要となります。

【表6】食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量
(変更前) 再生利用手法として、「きのこ菌床」は項目立てなし
→ (変更後) 新たに「きのこ菌床」が項目立てされ、市町村毎の再生利用実施量の記載が必要 となります。

【表9】食品循環資源の再生利用等以外の実施量
(変更前) 「きのこ菌床」への利用はこちらに記載
→ (変更後) 「きのこ菌床」への利用はすべて【表6】に記載 となります。

定期報告内容の公表対象が拡大します。

国が公表することに同意いただける場合、これまでの事業者名、【表3】発生原単位、【表11】再生利用等実施率、【表15】先進的な取組内容に加え、新たに、【表14】判断の基準となるべき事項の遵守状況が公表の対象となります。

※ これにより、食品関連事業者の再生利用等の取組の促進、自らの取組状況等の積極的な情報開示につなげ、投資家や融資先との持続的なビジネス展開につながっていくことが期待されます。